

(はじめに)

筆者は機微・創刊号に、「単に『係わる』ことでなく、『係わり合う』ことの意味」と題して、「教育現場であれ、福祉の現場であれ、『たがいに輔け合う関係』の中で、『生きているということはどういうことなのか』という命題は、まさに人間関係の神髄であろうし、そのことを発信し続ける補助手段としてあえて図式化を試み」て、模式図²⁾を提示した。

更に、「教育的係わり合い」においては、係わり手としての我々の教育観、児童観、社会観、人間観、生命観等が、重要な要因であることが自ずと浮かび上がってくることに触れた。

では、我々個人個人の社会観、人間観、生命観、等々の形成に影響を与えかねない現在の社会の障害児・者観の一面を、最近のマスコミ記事を材料としてどういった現状にあるのかの検証・コメントを記したい。ご講評をお聞かせいただきたい。

【記事1】

記事（毎日新聞 HP:2003-11-07-18:33）の概略。

【先天性筋ジストロフィ - の長女（当時 27 歳）を、呼吸するために気管につけていたチューブの開口部を手でふさいで窒息死させたとして殺人罪に問われた父親に、大阪地裁は、懲役3年、執行猶予5年の“温情判決”。裁判は「家族とともに暮らす喜びを長女から奪った責任は重大だが、27年間愛情を注ぎ、献身的に介護してきた」と執行猶予の理由。

長女は生後間もなく、病状が発覚。8歳ごろから自力では動くことができなくなった。昨年からは流動食しか受け付けず、今年1月、インフルエンザで入院し、3月に退院したが寝たきり状態に。両親はたんを吸引したり、寝返りさせるなど交代で介護していたが、裁判は動機について、「声を出せず自力で食べることもできない長女をふびんに思った」と指摘した上、「昼は仕事、夜は介護と精神的、肉体的な苦しみは相当なもので同情の余地がある」などと情状面を考慮。】

【記事2】

記事（毎日新聞 HP:2003-05-16-00:57）の概略。

【養育の悩みから、知的障害のない高機能自閉症の寝ていた長男（当時 14 歳）の首をコードで絞め窒息させ、遺書を書き自殺をしようとしたが死にきれなかった父親に、神戸地裁は、懲役3年、執行猶予5年の温情判決。判決は、「安らかな長男の寝顔を見て、『これ以上苦しむ姿を見たくない』と発作的に起こした犯行」とし、「できる限りの世話を長年続けるなど同情できる点が多い」、また、長女が交通事故に遭うなどして精神的に追い詰められた背景があるなどから情状面を考慮。被告の友人や医療関係者、障害者団体などから、刑の減軽を求める嘆願書約2万人分が集まっていた。弁護人は「被告の子どもへの愛情を理解した判決で評価できる」と話した。】

1) 仙台医療福祉専門学校・言語聴覚科(非常勤講師)、尚絅学院大学女子短期大学部・保育科(非常勤講師)

〔記事 3〕

記事（河北新報夕刊 3 面:2003-11-14）の概略。

【10 月下旬、京都のある小学校で音楽教育研究大会（参加者 200 名）が開かれた。そこで配布した同校の音楽教育の紹介冊子の、楽器の練習する児童の様子を撮影した写真の中で、障害児が写っている 5、6 枚にぼかし処理がされていた。一部の教員から「不適切だ」と指摘を受けた同校は、児童の保護者の了解を得ていなかったと、保護者に謝罪した。校長は「個人が特定されないよう配慮したつもりだが、最善の方法ではなかった」と話している。】

〔記事 4〕

記事（朝日新聞:2003-12-29）の概略。

【10 ~ 13 歳くらいで言葉を話せない重い知的障害の少年が、身元が分かるようなものを一切もっていない状態で保護された。保護された当時の服装の様子、疲れのない状態等から、そう遠くからきたとは思えず、関係機関は、近県等を含め、照会、チラシを配布したが、情報を得られず 1 年が過ぎようとしている。】

〔記事 5〕

記事（読売新聞HP:2004-1-5-09:18、及び、ミヤギTV「情報ナウ」:2004.1.6）の概略。

【昨年 11 月にガンを宣告されていた 63 歳の母親が、知的障害のある我が子（30 歳）を窒息死させ、自らも自殺」。母親は自らの病気への不安から先々の子どもの世話等を悲観し、無理心中したのでないかとのこと。母親はヘルパ - の仕事もしていた。また、青年は地域の作業所に通所していたようである。作業所等の所長は、取材に「理由がどうであれ、子どもの命は、親のものでない……」と涙ながらに声を詰まらせながら話していた。】

〔検証・コメント〕

〔記事 1、2 に関して〕

以下のように次々と疑問が湧いてくる。

難病の方、障害児・者は、その病状、障害故に親に殺害されてもしかたない存在なのか。また、殺した親に、減刑請願署名運動という地域のこの実情は、どう考えればいいのか。

「温情判決」とは、何なのか。

福祉制度が充実してきてもこうした悲劇が起こるのは、福祉制度のどこに不十分な点があるのか。

自己中心的な欲望故の残忍な事件は連日大きく報道するのに、社会意識として向き合うべき「生命」の問題への提起となるこうした事件を全国版紙上で報道しないマスコミの意識は、どの程度なのか。

裁判にしても、判決に不服では検察も控訴が可能だが、こうした事件の控訴審はあまり聞いたことがない。最近の医療事故の裁判は、控訴審がつきものぐらい、亡くなられた方の生命、人権が尊とばれているのに、どうして親による障害児・者の殺害の裁判は、控訴審が少ないのか。社会の規範となる判決を出す裁判官は、障害児・者の生命、人権をどう考えて論理を組み立てて「温情判決」に至るのか。裁判は法に基づき判決を出す、「温情」という部分は世論が影響する部分でもある。

「子どもへの愛情を理解した判決」とは、どういうことか。親は愛情故に我が子を殺してもいいということか。もしそうなら、今社会的問題となっている虐待児問題はどうなるのか。「子どもへの愛情故に結果として虐待になった」と、もし主張する親がいた時、我々社会は何か云えるのか。

この二つの事件のようなことに接する時、しばしば「介護等の大変さも考えなくては」、という意見を耳にする。介護の辛苦、苦労の問題だけでなく、やはり根には、日本社会の弱者排除の論理故かと想像する（もちろん親にすれば無意識のことと思うが……）。

過去には介護の問題を離れて、施設入所の子どもを面会にきた母親が殺傷した事件もあった。また、養護学校・寄宿舎から帰宅中の子どもを親が殺傷した事件もあった。

やはり、親として、障害のある我が子が「ふびん」、「可哀想」という感情の裏には、我々日本人の持つ精神風土の貧しさがあると思う。また、親にそうした感情を抱かせる社会のあり方も問われなくてはならない問題であることは、いうまでもない。

筆者は、「ふびん」、「可哀想」故の悲惨な事件を見聞する時、約30年前に読んだ本「母よ！殺すな（横塚晃一著、すずさわ叢書、1975）」を思い出す。CPの我が子を17°の紐でしめ殺した母親に、地域で減刑請願署名運動が起こり、また、懲役2年執行猶予3年の温情判決。この判決に、CPの青年達が親にすら殺されかねない立場から、社会に問題提起した内容であり、障害者運動の歴史に触れる時に必ずといっていい程、引用される程の価値ある本である。

この本の出版から四半世紀以上が過ぎたのに、この時間の経過の意味・重みはないのか。それ程までに、我々日本人の精神風土は貧しいのであろうか。

〔記事3に関して〕

児童の楽器練習風景の写真で、なぜ、障害児という理由でぼかし処理が必要なのか。ぼかし処理をしなかった他の児童は、個人を特定できないとでもいうのであろうか。

そもそも、その意識こそ問題にされるべきことと思う。写真掲載の「了解を得ていなかったので謝罪」というのなら、何も障害児に限らず、全ての児童の保護者に謝罪すべきこと。また、こんな心貧しい校長の指導の学校で、音楽教育研究大会を開く程の豊かな心を育む音楽教育が本当に実践されているのかと、疑いたくもなる。

まして、次世代を担う児童を教育する教育現場の学校、教師のこの障害児理解への意識の貧しさでは、先が思い遣られる。こうした教師を現場に送り出している機関の指導者の障害児観は、どの程度なのだろうか。

〔記事4に関して〕

筆者のHP（<http://www.h4.dion.ne.jp/~dekunobo/>）にも知的障害の青年の行き先不明に関する記事（バックナンバー - P: 2003/12/17「地域コ - デイネ - タ - の仕事の現実」参照）を載せただけに、身につまされながらこの記事を読んだ。

青年は10日目に自力で帰ってきたのでことなきをえたが、この少年は自らは誰であるかを表現できないだけに、ことは深刻である。恐らく在宅で過ごしていたと思われるだけに、この年齢まで、しかもこれ程の重度な知的障害のある少年を育てるには、家族はかなり手のかけた世話をしていたらろうし、外出も常に一緒だったから、少年のいなくなった家族の日常生活の変化も顕著なはず。それだけに、周りは少年のいなくなった家族

の変化を気づかないのであろうか。確かに、現代社会は「隣は何をする人とぞ……」の風潮はあるが、自らの意思を周りに伝えることの出来る人の問題と、この少年の問題は質的に異なる。

障害児・者の主体性を尊重するという支援費制度開始の記念の平成 14 年であったが、主体性が尊重される前に、まずその存在そのものが尊重される社会が必要十分条件と考える。そこにこそ、人間のアイデンティティの問題を考える原点があるような気がする。

福祉面では「地域で共に生きる」がスロ・ガンのように云われているが、「共に生きる」前に、「共に生きている」ことを認識し合う社会でありたい。

〔記事 5 に関して〕

母親はヘルパーであることから、在宅で過ごす障害者の支援等、福祉に関する情報もそれなりに知っていたであろう。また、青年は地域の作業所に通所しており、それなりの地域で生活するサービスを利用していた。それでもなお、こうした悲劇が起こるのは、何故か。

作業所等の所長は、取材に「理由がどうであれ、子どもの命は、親のものでない……」と涙ながらに声を詰まらせながら話していたが、正にその通りである。

親は障害のある我が子の最高の理解者であり支援者でもあるが、一方、時に障害児・者の最悪の抑圧者にもなりうる。その抑圧の最たるものが、我が子の命を奪うことである。

親は、我が子のことは自分達が一番解っていると思いがちである。そう思う気持ちには、何の異論もない。しかし、その気持ちの思い詰めの先に、このような事件があるとも考えられる。それだけに、こうした事件に接する度に、ふと思うことがある。

親に、障害児をどう育てるかを指導する専門機関は多い。一方、障害児を育てる親として、どういった親自身になることが望ましいかを、親に寄り添い、指導する専門機関、制度はあるのだろうか。筆者のHPで提起した公園デビュー・コ・チ制度（付帯資料：参照）もしかりである。

こうした制度がないと、障害児の子育てはその時々親独自の気持ちに任されるだけで、親は孤立感、不安感の中で苦悩し、引いては悲劇に繋がりがかねない。障害児をどう育てるかも大事であるが、それと同時に障害児をもつ親自身として、その時々、どういった考え方、観点が必要かという、親自身のあり方を思考する余裕を持ってもらうような支援に、もう少し視点を置いた専門機関もあっていいのではないだろうか。

（おわりに）

以上、あれこれ疑問を提起しながら検証を試みても、責任の所在が明らかになるものではないだろうことは、容易に理解できる。

それだけに、その社会（世論）の意識を形成する我々一人一人の意識が問われることであり、また、我々自身の身近から、その世論を形成する努力を忘れてならない。

正に、障害児に係わり合うとは、社会に精神革命を起こす過程の作業とも云える。そのためには、社会を構成する我々一人一人の意識改革を、自らも含め問い続ける過程とも云える。

その自らの意識改革への作業は、「機微の会」の理論的背景として参考にしている梅津八三³⁾の云う「生命活動の拡大方向（生きているということは、どういうことなのか）

を自らに問い続ける」ということと通じることであろう。また、具体的には、「他の子どもと較べることをあえてしないで、（障害児教育を含め人類一般における）教育的係わり合いをたがいに輔け合う関係」と捉えて係わり合う作業であろう。

それ故、「機微の会」の実践検討会は、我々参加者に、係わり手としての姿勢、工夫を自らに問う作業の場であるという、重要な意味を持っていると思っている。我々参加者一人一人が、そうした重要な意味を自ら意識することが、まずは最初の作業であろう。かつ、その作業から得た生命観、教育観、障害児観、等々を社会に発信する作業も行わなくてはならない。その一つがこの「機微」の刊行とも思う。筆者が思うには、生命観、教育観、障害児観、等々には、到達点というものはない。それ故に、勇気ある発信が、「たがいに輔け合う関係」を作り、目指すべき社会構築への第一歩と考えている。

引用・参考文献

- 2) 阿部幸泰：単に「係わる」だけでなく「係わり合う」ことの意味、2002年度「係わり合いを考える」実践検討会報告書「機微」創刊号、2、宮城教育大学障害児教育講座・藤島研究室、2003。
- 3) 梅津八三：心理学的行動図、研究紀要創刊号、重複障害教育研究所、1976。

付帯資料（筆者 HP：<http://www.h4.dion.ne.jp/~dekunobo/> の

2003/03/09/「公園デビュー - デビュー - コ - チ制度（？）」から抜粋）

【.....。「地域」で「生活」するには、例えば、母親が公園デビュー - （象徴的な表現で、医師からの宣告の戸惑いから、子どもと共に地域生活にポジティブになるという意味合い）できるまで、共に公園へ寄り添うコ - チ制度を整備することの方が大切でないかなと思います。また、公園にいる周りの母親達にも、こうした親への係わり方を時にアドバイスすることも、必要でしょう。つまり、地域の方々にも理解を促すことも出来ます。それこそが、地域の方々も障害児と共に「地域」で「生活」ということに、繋がると思います。

障害者が勤務し始めると、何ヶ月間か共に通勤し、企業側と本人にアドバイスする「ジョブコ - チ制度」は既にありますので、こうした障害児の「（仮称）公園デビュー - コ - チ制度」も可能な気がします。

現に、地域の公園デビュー - まで、かなりの時間と勇気が必要だったという母親の話も聞いたことがあります。かといって、障害児の母親へという目だけのサポートだけでは困ります。ある障害の親は、家にかかってくるセルスの電話の時、自分が障害児をもつ親とは知られず「一人の大人として会話できるので、ほっとする」という話も聞いたことがあります。また、養護学校に通っているために、地域の子ども会の名簿に記載されておらず、子ども会の行事に声もかからず、更に、地域の小学校のプールも使用させてもらえないこともあったとか。

まず、障害児療育のプロとしての専門知識・技術でのサポートや既存の制度等の説明以前に、まず、母親の不安、戸惑い、願い等に寄り添うことが大切だと思います。こうした支援に向かうコ - チは、障害児をもった親の心理過程を理解し、かなりしっかりした人間性も要求されます。.....。もちろん、障害のあることを最初に宣告する医療機関（医師） 保健所（保健師） 地域支援機関（公園デビュー - コ - チ）というように、サポートのための連携の構築を含めたものであることは、いうまでもありません。】